



2022年10月25日

各位

会社名 株式会社ハピネス・アンド・デイ  
(東証スタンダード市場・コード3174)  
代表者名 代表取締役社長 田 篤史  
問合せ先 専務取締役 前原 聡  
電話番号 03-3562-7525

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年11月29日開催予定の第32回期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### (1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	< 現行通り > < 削 除 >
第15条 当社は、株主総会の招集に 際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第 16 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則 (監査役責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u>  <u>第 15 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">附則 (監査役責任免除に関する経過措置) 第 1 条 &lt;現行通り&gt;</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置等)</u>  <u>第 2 条 令和 4 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日、もしくは同年 9 月 1 日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>  <u>② 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 日 程

取締役会決議	2022 年 10 月 25 日
定款変更のための株主総会開催日	2022 年 11 月 29 日
定款変更の効力発生日	2022 年 11 月 29 日

以 上